

令和8年2月4日

住宅改修事業所 御中

千葉市保健福祉局高齢障害部  
介護保険管理課長

## 介護保険住宅改修費 受領委任払取扱事業所登録について

日頃より、本市の介護保険事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、千葉市では、住宅改修の「受領委任払い」制度を実施しておりますが、この受領委任払いを取り扱うためには、千葉市が行う「介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業所登録説明会兼研修会（以下、「説明会」という。）」に参加し、市に登録することが必要となります。

説明会への参加及び登録を希望する場合には、千葉市介護保険管理課までお申し込みいただくようお願いします。

### 記

#### 1 受領委任払いの概要

千葉市介護保険管理課ホームページをご参照ください。

**※受領委任払いの取扱いは、市への登録制となります。**

#### 2 説明会について

開催日時 令和8年3月4日（水）午後2時～3時（受付は午後1時45分から）

開催場所 千葉市役所本庁舎高層棟3階 L会議室304（千葉市中央区千葉港1番1号）

#### 3 申込方法等について

申込期限 令和8年2月20日（金）まで

下記URLから電子申請 または  参加申込書をFAXにて提出

[https://s-kantan.jp/city-chiba-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2507](https://s-kantan.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2507)

（右の二次元コードからも電子申請ができます）



#### 4 説明会前日までに提出する書類

「**介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書**」（原本）

提出期限：令和8年3月3日（火）

提出方法：郵送（必着）または窓口持参

**※裏面に「承諾する内容」を両面印刷してください。**

（両面印刷できない場合は設置者の代表者印の割印も可）

**※記入例をよくご確認のうえ、書類を作成してください。**

**※設置者の代表者名義以外の口座を登録する場合は、別添の「委任状」を添付してください。**

**※不備がある場合は、説明会当日に返却いたしますので、令和8年3月10日（火）（必着）までに補正のうえ、再提出してください。期限までに再提出がない場合、登録はできません。**

#### 5 その他

(1) 説明会への参加および登録申請書の提出は、登録の必須要件となります。

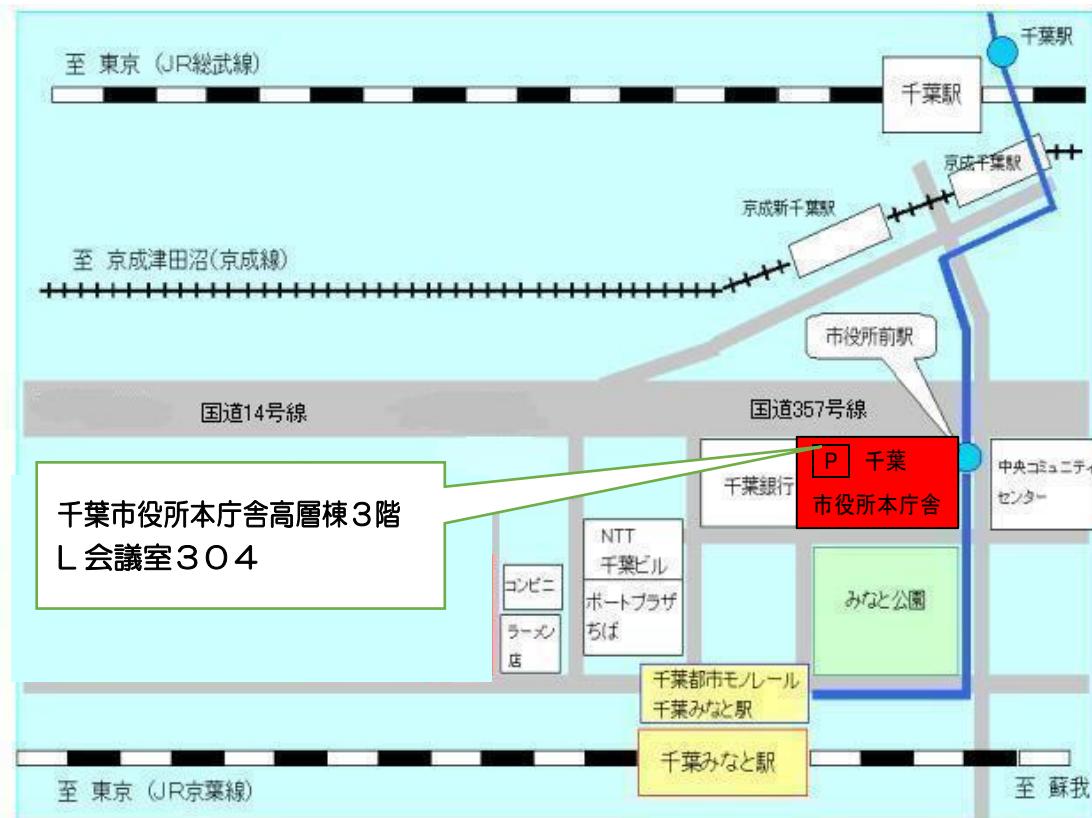
(2) 説明会は半年に一度の開催となります。今回参加できない場合は約半年後まで登録できませんのでご注意ください。 従来通り、償還払いでの給付となります。

(3) 説明会当日の遅刻・早退は受講したものとは認められず登録はできませんので、時間に余裕をもってお越しください。 なお、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

# 交通案内図

住宅改修費受領委任払取扱事業所新規登録説明会兼研修会

令和8年3月4日(水)午後2時開始



最寄駅	千葉都市モノレール	市役所前駅	徒歩 1分
J R 京葉線		千葉みなと駅	徒歩 10分
J R 総武線		千葉駅	徒歩 10~15分
京成線		京成千葉駅	徒歩 10~15分

※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※当日の遅刻・早退は受講したものとは認められず登録はできませんので、時間に余裕をもつてお越しください。

※出席できる方は、事前に[A]「参加申込書」を千葉市に提出して受理された、事業所に在籍する役員又は従業者1名となります。

# フロアマップ【3F】

